

平成 28 年 8 月 25 日

大阪府知事 松井 一郎 様

大阪府公立大学法人大阪府立大学評価委員会

委員長 喜 多 裕 一

(事務局 大阪府財務部行政改革課)

意 見 書

公立大学法人大阪府立大学の平成 27 年度財務諸表及び利益処分の承認について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という）第 34 条第 3 項及び法第 40 条第 5 項の規定に基づく本評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 法第 34 条第 1 項の規定に基づく財務諸表を承認することについて、異存はない。
- 2 法第 40 条第 3 項の規定に基づく利益処分を承認することについて、異存はない。

以上